

相生市自治基本条例

市民等を主人公としたまちづくり



自治基本条例は、まちづくりに関わる市民、議会、市役所などが協力して、自分たちのまち相生をもっと住みよく、活力あるまちにしていくための基本的なルールなどを定めたものです。

どうして自治基本条例が必要？

地方分権が進む中では、自治体とそこに住む市民等が、自らの考えと責任において、地域の実情に即したまちづくりを進めることが重要となってきています。

そこで、市民等、議会、市役所などが「今まで以上に自分たちのまちは自分たちでつくる」という意識を共有し、より一層暮らしやすいまちづくりを進めるために基本的な理念や仕組みを定めた自治基本条例を作りました。

この条例は、まちづくりに多くの市民参画を進めて、市民等の意思を政策などに反映するために、間接民主制による地方自治を行なっている憲法や地方自治法などを補完しようとするものです。

自治って？

自分たちでできることは、協力して、自分たちで解決しよう！



条例には何が書いてあるの？

1

chapter

条例の目的と位置づけ

● 条例の目的

この条例は、自治を推進し、市民福祉の向上を目的としています。

● 条例の位置づけ

この条例は、市政運営の最高規範として位置づけられています。他の条例、規則等の制定・改廃や運用にあたっては、この条例との整合を図るものとしています。

2

chapter

基本理念

● まちづくりの基本理念

- ・ 基本的人権の尊重
- ・ 市民等が市政に参画できる機会の保障
- ・ 市民等と市がお互いに協働したまちづくり

3

chapter

基本原則

● 参画の原則

市政運営を市民等の参画によって進めます。

● 協働の原則

市民等と市がお互いに協力し、地域の課題解決や活性化に取り組みます。

● 情報共有の原則

市民等と市が市政に関する情報を共有します。

○ 市民等とは？

相生市に住んでいる人だけではなく、相生市で働いている人や通学など、相生市に関わる人も含め、幅広い人たちを市民等としています。



まちづくりの主体

よりよいまちづくりを行うため、住んでいる人はもちろんのこと、相生市に関わる全ての人たちがそれぞれの役割をはたしながら協力してまちづくりを進めます。



市民等

市民等の役割

- ・まちづくりに参画するときは、発言や行動に責任を持つ。
- ・権利行使するときは、市民福祉や市の将来に配慮する。



議会

議会の役割

- ・市民の意思に基づいた市政運営を行う。
- ・市政の適正な執行確保のための監視や調査を行う。
- ・公平で公正な判断と長期的展望による意思決定に臨む。
- ・情報公開による開かれた議会運営に努める。
- ・十分な議論をつくした合意形成を図る。

議員の役割

- ・公正かつ誠実に職務を遂行する。
- ・市民等の意向や地域課題を市政に反映させるように努める。



市役所

市長の役割

- ・公正かつ誠実に職務を遂行する。
- ・他の執行機関と相互に協力した市政運営を行う。
- ・毎年、明らかにした基本方針による市政運営を行う。

職員の役割

- ・法令等を遵守し、誠実、公正かつ効率的に職務を遂行する。
- ・知識や技能等の向上に努める。
- ・市民等との信頼関係づくりに努める。



参画と協働

参 画

みんなでやろう

市政運営を市民等の参画によって進めます

参画によるまちづくりを進めるために、市民等は、市の計画策定、事業の実施や事業の評価の各段階に参画できます。

市は、市民等が市政の各段階に参画するための機会を保障するため、重要な計画策定時の市民意見提出制度（パブリックコメント）や附属機関等への委員の公募等、多様な手法を用います。

市役所のアンケートに答えた
り、審議会に参加したりする



選挙で市長や議員を選ぶ



自治会活動等に参加する



まちづくりに
できる範囲で
参画しよう!!



市民投票

市政に関わる重要な事項について、直接市民が意思を示す制度です。

投票を実施するためには、問題になっている事柄に応じて、必要な事項をその都度個別の条例で定める必要があります。



市民活動団体

自治会等の地縁団体やNPOなどのテーマ型の組織のみを指すものではなく、地域の課題解決などに取り組む少人数のグループについても市民活動団体です。

市は、団体が解決できない問題に対し、情報提供や必要であれば適切な支援を行います。

協 働

役割を決めてできることをやろう!!

市民等と市がお互いに協力し、地域の課題解決や活性化に取り組みます

市は、協働によるまちづくりを進めるために、みんなで意見交換や意思形成が図られるような機会や場の創設に努めます。また、市民等との連携をスムーズに行うために、その活動に対して支援を行います。

地域の清掃活動に参加する



地域づくり協働事業



6
chapter

情報共有

情報共有

まずは知ることから!

市民等と市が市政に関する情報を共有します

市は、市政に関する事項を分かりやすく説明するとともに、参画と協働のまちづくりを進めるには、地域や市の情報を互いに共有することが前提となるため、必要な情報を積極的に分かりやすく、適時に提供します。

しかし、情報提供及び情報共有における個人情報等については、個人の権利利益を守るため、適切に取扱います。

市広報や市ホームページを見る



回覧・コスモストーク



7

chapter

市政運営の原則

市政運営について取り組むべき事項の基本的な考え方を規定しています。

総合計画

まちづくりの基本的な方向と施策を総合的かつ計画的に定めて、市政運営を行います。

行政評価

効果的・効率的な行政運営を行うため、評価の実施と結果の公表を行い、市政に反映させます。

財政運営

健全な財政運営を行い、財政状況を的確かつ分かりやすく情報提供します。

要望及び苦情対応

市民等の要望や苦情に対して、迅速かつ的確に対応します。

法令遵守及び

公益通報

公正な職務執行を妨げるような違法・不当な事実を知ったときは、通報します。

危機管理

市民等の安全と安心のために、緊急時に備えた危機管理体制を確立します。

8

chapter

他団体等との連携

国や兵庫県、他の市町村等と連携・協力しながら、共通課題の解決に努めます。

9

chapter

条例の見直し

自治基本条例を将来にわたって発展させるために検証し、必要に応じて見直しを行います。

相生市のまちづくりへの思いと条例を作った目的、背景などを述べた前文を紹介します

私たちが暮らす相生市は、瀬戸内海国立公園、西播磨丘陵県立自然公園を有する、海と山に囲まれた自然が豊かであるとともに、陸路、鉄路、海路が備わった西播磨の交通の要衝のまちです。

この恵まれた自然をいかし、古くから農業、漁業をいとなみ、近代に入ってからは、造船業を中心に発展してきました。

また、大正時代にはじまった「相生ペーロン」は、多くの市民の力により、現在では西播磨に初夏をつげる一大祭りとしてますます活気をおびています。

私たちは、先人たちが築き守り続けてきたまちの伝統文化と活気ある市民生活を継承し、より暮らしやすくするとともに、次世代に引き継ぐため、互いに力をあわせ誇りの持てる魅力ある「あいおい」のまちを築いていく責任があります。

一方、地域の自主性や自立性を高める地方分権が進展する中、基礎自治体において、地方自治をさらに発展させ、地域のことは地域の責任のもとに決定する社会を実現していくためには、市民等、議会及び市長等が互いに連携を深めながら、これまで以上に協働してまちづくりを進めていくことが求められます。

そのためには、一人ひとりの人権が尊重され、ともに責任を分かち合い、補完しながら、積極的にまちづくりに参加し、一体となって協働のまちづくりを推進しなければなりません。

このために、市政全般にわたる指針として、基本となる理念や原則を明らかにすることによって地方自治を推進し、ふるさとに愛着をもち、絆で結ばれた住みやすい地域社会の実現を目指すため、相生市の最高規範として、相生市自治基本条例を制定します。

(相生市自治基本条例 平成24年10月1日 施行)

相生市役所企画管理部企画広報課

〒 678-8585 兵庫県相生市旭一丁目1番3号

T E L : 0791-23-7124 mail : kikaku@city.aioi.hyogo.jp

U R L : <http://www.city.aioi.lg.jp/>

条例制定までの取り組みなど、詳しい情報はホームページでご覧になれます。